



環 評 審 第 48 号
令和2年2月26日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る
事後調査報告書等の審査について（答申）

令和元年12月10日付け沖縄県諮問環第17号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



(別添)

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る事後調査報告書等に対する答申

1 本審査会の現地調査（令和元年 12 月 24 日実施）において確認した内容について

(1) 緑化計画について

H29 南部東道路改良工事（4 工区－4）の施工箇所において、法面对策として種子吹付工が実施されていることを確認した。事業者は法面緑化について、切土部（一般部）では、「自然侵入促進工及び現場発生した表土による覆土とします」とし、「計画している緑化工法が困難と判断された場合や、外来種が優占した場合は、周辺の潜在自然植生や生態系の構造・機能を踏まえた緑化工法を検討し、実施します」としている。

ついては、周辺の潜在自然植生や生態系の構造・機能を踏まえ緑化工法を検討した結果を次回の事後調査報告書に記載させること。

(2) 小型コウモリ類の観察について

H29 南部東道路改良工事（4 工区－3）では、小型コウモリ類の生息環境が分断されたことから、その環境保全措置として、施工箇所の道路下部を横断する管渠において、小型コウモリ類が管渠内を通過できるよう進入口を改良している。

ついては、環境保全措置の効果を検証させるため、「小型コウモリ類の観察」の調査地点を当該管渠工付近に新たに追加させ、管渠の利用状況及び南部東道路の横断状況について事後調査を実施させること。また、オキナワコキクガシラコウモリはユビナガコウモリ等と比べて低い位置を飛翔するため、道路を横断する場合にはロードキルが懸念されることから、横断状況調査に際しては、横断時の高さも含めた調査を行わせること。

(3) アマチジョウガマについて

平成 29 年度事後調査報告書に対する環境保全措置要求（以下「前回の環境保全措置要求」という。）1(2)で知事が求めたとおり、沖縄島「中南部の洞窟性コウモリの生息数が激減している状況において、生息洞となっているアマチジョウガマ及びアマチジョウガマ周辺の森林はコウモリの採餌環境として重要な場であることから、残された生息環境をこれ以上縮小させないよう、アマチジョウガマ及び周辺の森林の保全について、南城市を含め関係機関と調整」させること。

2 騒音・振動の調査時期について

騒音・振動の事後調査結果については、評価書の切土・盛土工時の予測結果と事後調査の転圧作業時の調査結果を比較し、「環境影響評価の予測結果と比べて低い値であるため、

周辺地域に与える騒音・振動の影響が低減されている」旨評価しているが、予測時期と異なる時期に事後調査を実施している。

評価書では事後調査を「建設機械の配置や台数の把握を行った結果を踏まえ、建設機械稼働ピークが計画路線に近接する集落及び留意施設に最も近くなる時期」に実施していることから、今後、調査時期を決定した経緯を事後調査報告書に記載させること。

3 赤土等による水の濁りについて

(1) St. 13 上流部の法面崩壊について

河川等の水の濁りの事後調査結果について、St. 13”で浮遊物質量の最大値 6,600mg/L が確認され、事業者は「その原因は台風時の豪雨に伴う法面崩壊を要因とするものであったと推察され」とし、「不可抗力であったと思われる」としている。

しかしながら、事業者は実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響をできる限り回避又は低減する必要があることから、法面崩壊が再発しないよう原因を考察させ、早急に法面崩壊対策を実施させること。

(2) St. 12 の SPRS について

大城ダム内の赤土等の堆積状況について、事業者は「St. 12 の事後調査結果は、工事前段階の最大値よりも高い値を示したが、SPRS ランクで比較すると、工事前段階の最大値 1,900kg/m³、今年度事後調査結果の最大値 2,100kg/m³ともにランクⅣであること、St. 12 の濁りの値は、今年度特に高い値ではなかったことから工事の影響は無い」としている。

しかしながら、評価書では、「工事前の調査結果より堆積量の増加が明らかになった場合には、発生原因を確認し必要であれば早急に対処するとともに関係機関と協議の上、追加の環境保全措置について検討」するとしていることから、工事前段階の最大値 1,900kg/m³から 2,100kg/m³へ増加した原因を考察させ、必要に応じて追加の環境保全措置を検討させること。

(3) 降雨量データについて

降雨時の河川等の濁りの状況は数分単位で変動することから、高濃度の濁水が確認された際に原因を考察できるよう、次回の事後調査報告書には 10 分間隔の降雨量データを記載させること。

4 水象及び地下水の水質について

事後調査結果について、事業者は「近年の変動幅を超える大きな変動は確認されませんでした」としているが、No. 25 井戸の冬季調査結果は昨年度と比べ約 10cm 減少しており、近年の変動幅を超え、工事中では最も低い値となっている。

については、事後調査結果と No. 25 井戸周辺の施工状況を照らし、工事の実施に伴う地下

水位への影響がないか確認させること。また、工事の実施に伴う影響が確認された場合は、関係機関と協議の上、追加の環境保全措置について検討させること。

5 陸域植物について

(1) オキナワヤマコウバシの移植について

事業者は、H30 南部東道路改良工事（4 工区－2）の施工箇所内で確認された樹高 2.5m のオキナワヤマコウバシを挿し木で仮植しているが、平成 29 年度に実施された学識者へのヒアリングでは、「挿し木や取り木などは、ニッケイでの事例を知っているがオキナワヤマコウバシでも可能かどうかわからない。おそらく可能ではないかと思われる。仮にうまくいかない場合でも、今後、他の事業で同種の保全対策を検討する場合に参考事例となる」と助言を受けている。

については、オキナワヤマコウバシの挿し木が可能であるか、改めて学識者へヒアリングを行わせ、挿し木以外の移植方法を検討させること。

また、移植方法について知見を蓄積するため、実施した仮植の時期、管理状況等の詳細を次回の事後調査報告書に記載させること。

(2) 特定外来生物ツルヒヨドリについて

造成により新たに出現した 12 箇所の林縁部において森林を構成する主要な種の消失は確認されず、異常は無かったとしているが、内 4 箇所においては特定外来生物のツルヒヨドリが確認されたため駆除を行ったとしていることから、引き続き駆除に努めさせること。なお、駆除に当たっては、前回の環境保全措置要求 5(2)で知事が求めたとおり「環境省が作成した「特定外来生物 ツルヒヨドリ」のパンフレットにより説明する等、施工業者へ見分け方や駆除の方法について指導」を実施させること。

6 陸域動物について

(1) アマチジョウガマのモニタリングについて

事業者はアマチジョウガマのモニタリング結果について、「評価書時と事後調査におけるオキナワコキクガシラコウモリの推定生息数は同程度のレベルで維持されている」としているが、評価書の調査地点と事後調査の調査地点は一致していない。

については、前回の環境保全措置要求 6(1)で知事が求めたとおり「事後調査結果と評価書の調査結果を適切に比較できるよう、ウーアブを含め評価書時と同じ調査箇所を調査」させること。

(2) 移動した動物のモニタリングについて

事業者は、クロイワトカゲモドキ及びアオミオカタニシについて、環境保全措置の効果が判断できないことから、次年度もモニタリング調査を実施するとしているが、当該種は低密度で広範囲又は高密度で広範囲に分布している種であるため、調査を継続し

たとしても環境保全措置の効果を確認することは困難であると考える。

については、クロイワトカゲモドキ及びアオミオカタニシのモニタリング調査を継続する必要性について再度検討させること。

(3) 設置した進入防止柵について

進入防止柵が設置された 10 箇所の内、多くの箇所で台風等による進入防止柵の破損等が確認されている。破損後に修復された箇所もあるが、6 箇所で修復が滞る状況や修復されないまま工事竣工することが確認されたとしている。

については、前回の環境保全措置要求 6(2)で知事が求めたとおり、「進入防止柵が破損する原因を究明し、改善策を検討」するとともに、定期的な見回り頻度を上げる等、進入防止柵の正常な状態を維持させること。

7 事業計画変更に伴い新たに追加された事業実施区域の環境影響評価について

(1) 環境影響評価項目の選定について

事業計画変更に伴い新たに追加された事業実施区域の環境影響評価（以下「追加の環境影響評価」という。）に係る項目については、沖縄県環境影響評価条例技術指針別表を参考に影響要因と環境要素の関係を整理したものを記載するとともに、評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにさせること。

(2) 環境影響評価の手法等に係る全体的事項について

事業者は、「今後工事施工ヤード、工事用道路による改変の可能性のある範囲として事業計画変更箇所（IC 部）から 250m の範囲」としているにもかかわらず、「事業計画変更箇所（IC 部）とは重複しないため直接的な改変は無い」旨予測している項目が散見される。

事業計画変更箇所（IC 部）から 250m の範囲内では改変の可能性があることから、今後想定される工事施工ヤード及び工事用道路に係る改変範囲を明らかにさせるとともに、改変による影響について再度予測及び評価させること。

(3) 騒音の予測手法について

みつわ保育園における騒音について、工事の実施による影響要因を「建設機械の稼働」のみで予測しているが、評価書では建設機械の稼働時（66.2dB）だけでなく資機材の運搬車両の走行時（68dB）についても予測を行い、予測結果は「資機材の運搬車両の走行」の方が大きい値を示している。

については、追加の環境影響評価においても、「資機材の運搬車両の走行」による影響を予測及び評価させるとともに、その影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討させること。

(4) 水象について

付着藻類及び水生動物の調査結果では、事業実施区域の長堂川下流側で重要な付着藻類のオオイシソウが確認されており、その確認地点は重要な水生動物の確認地点とも概ね重なっていることから、河川内には湧水が存在している可能性がある。

湧水は付着藻類及び水生動物の生育・生息環境として重要であることから、オオイシソウ確認地点周辺において湧水調査を実施させるとともに、湧水が確認された場合には事業実施に伴う湧水量の変化を予測及び評価させること。併せて、予測に不確実性があると判断される場合は事後調査を行わせること。

(5) 日照阻害について

日照阻害の予測結果では「IC 部の高架構造物の日影に係る範囲内には1件の民家が分布し冬至日の真太陽時8時の1時間が日影になる」旨予測されており、予測の前提とした環境保全措置では「路線計画の際には、環境保全上重要な地域の改変を少なくするように選定を行いました」としているが、路線計画の選定経緯が記載されていない。

については、路線計画の選定経緯を次回の事後調査報告書に記載させ、今後詳細な設計を行う際には、可能な限り事業実施に伴う日照阻害の影響を回避・低減させること。

(6) 小動物進入防止パネルについて

陸域動物・陸域生態系の予測の結果必要となった施設等の存在及び供用における環境保全措置について、「徘徊性の動物が道路内に進入できる構造がある場合、道路への進入を防ぐために、小動物進入防止パネルを設置します」としているが、小動物進入防止パネルの設置位置が記載されていない。

については、想定される小動物進入防止パネルの設置位置を次回の事後調査報告書に記載させ、確実に環境保全措置を実施させること。